

インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する 専門相談窓口設置・運営事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが被害者にも加害者にもならないことを目的に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定し、実効性のある被害者支援施策等について検討を行った結果、新たに専門相談窓口を設置することとしました。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業の目的

近年、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、誹謗中傷や差別等の人権侵害に関するもののみならず、いじめや消費者問題、犯罪に関するもの、フェイク情報等、インターネットに関する様々なトラブルが発生し、社会問題となっています。そのような状況のなか、府内にはこうした問題に特化した専門相談窓口が存在しない状態です。また、インターネット上のトラブルは多種多様なうえ、表現の自由との関係から事業者による情報の削除が進まず、法的な対応が必要となるケースも多くみられます。このため、相談者にとっては相談先や対処方法が分からず、精神的に追い詰められるという事例も存在します。

そこで、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の人権侵害に関する問題に対して、法的・技術的な助言、情報提供等を行うとともに、専門家への相談や関係機関と連携協力等しながら、相談者に安心感を与え、しっかりと寄り添い、継続して支援できる相談窓口を開設します。

2 事業概要

(1) 専門相談窓口の開設

- ・インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別的言動に関する相談については、法的・技術的な助言を行う。
- ・その他の相談については、連携する適切な関係機関へ案内する。
- ・適切な助言、情報提供等により、相談者の悩みに寄り添ったサポートを行う。

(2) 専門家への相談体制の構築

- ・より高度な法的助言が必要と判断した事案は、無料で弁護士に相談（場合に応じ複数回）できる体制を構築する。
- ・心の悩みがある相談者には、必要性を踏まえ、無料で専門家に相談（場合に応じ複数回）できる体制を構築する。

(3) 情報のデータベース化と分析

- ・相談業務により収集した情報をデータベース化し、統計分析を実施することで、運営の改善につなげる。

(4) 広報・啓発活動の実施

- ・より多くの府民に本事業の内容を周知する。

- ・府民が自ら問題の解決を試みることができるような情報並びにインターネットリテラシー及び人権意識の向上に資する情報をポータルサイトで発信する。

3 事業実施期間

令和5年8月1日から令和8年3月31日まで

ただし、初年度の最初の1カ月間は、相談業務従事者の研修等の準備期間とします。

また、契約期間終了後は、次の受注者へ業務の引継ぎを十分に行い、相談業務に支障をきたすことのないよう対処していただきます（大阪府は、引継ぎ作業にかかる費用を負担しません。）。

4 事業内容

別添「インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口設置・運営事業」に係る仕様書のとおりとします。

5 委託上限額

135,279,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】（令和5年8月1日から令和8年3月31日までの32か月分）

- ・提案者は、下記の「年度別委託上限額」を上回らない金額で提案してください。いずれかの上限額を上回る提案を行った場合、失格となります。

	年度別委託上限額
令和5年度	37,271,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和6年度	49,004,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和7年度	49,004,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 スケジュール

令和5年	5月12日（金）	公募開始
令和5年	5月19日（金）	説明会開催
令和5年	5月25日（木）	質問受付締切
令和5年	6月12日（月）	提案書類提出締切（正午）
令和5年	6月下旬	選定委員会
令和5年	7月下旬	契約締結
令和5年	8月1日（火）	事業開始
令和5年	9月1日（金）	相談受付開始
令和8年	3月31日（火）	事業終了

7 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従

- 前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「7 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年5月12日（金）から令和5年6月12日（月）まで
（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで、6月12日（月）は正午まで。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部人権局人権擁護課擁護・調整グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）38階

電話番号：06-6210-9284

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、府民文化部人権局ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/keiyakuzyouhou/r5puropo.html>) からダウンロードできます

（郵送、メールによる配布は行いません。）。

エ 受付期間

令和5年6月2日（金）から令和5年6月12日（月）まで

（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで、6月12日（月）は正午まで。）

オ 提出方法

書類は必ず上記イ「配布場所及び受付場所」に持参してください（郵送、メールによる提出は認めません。）。

※持参する際は事前にご連絡をください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

企画提案公募にあたっては、別添仕様書に留意してください。

ア 応募申込書（様式1：[正本]1部、[副本]10部）

イ 企画提案書（様式2：[正本]1部、[副本]10部）

ウ 応募金額提案書（様式3：[正本]1部、[副本]10部）

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5：1部）

③ 委任状（様式6：1部）

④ 使用印鑑届（様式7-1又は7-2：1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8：1部）

(3) 添付書類 ※共同企業体で参加の場合はそれぞれ必要です。

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

・法人の場合に提出してください。

イ ①法人登記簿謄本（〔原本〕1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（〔原本〕1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（〔原本〕1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（〔原本〕各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない応募者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 「行政の福祉化」に関する報告書（様式9：〔原本〕1部）

カ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

①常用雇用労働者数が43.5人以上の事業所の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業所の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ウ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りするなどして提出してください。
- エ 正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「インターネット専門相談窓口事業」企画提案書
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

9 説明会

本事業の提案に参加を希望する者は説明会に参加してください。

(1) 開催日時

令和5年5月19日（金） 午後2時から（2時間程度）

(2) 開催場所（地図参照）

咲洲庁舎41階 共用会議室8（住所：大阪市住之江区南港北1-14-16）
来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください（有料の駐車場はあります。）。

(3) 申込方法

◇別紙「事業者向け説明会参加申込書」に、事業者名、参加人数、参加者職氏名、連絡先を記入のうえ、電子メール（jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）又はFAX（06-6210-9286）でお申し込みください。

※電子メール又はFAX送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで）

◇電子メールによる申し込みの場合、「件名」の始めに「【説明会申込】」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき5名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和5年5月18日（木） 午後5時まで（必着）



10 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年5月25日（木） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

イ 電子メールの「件名」に「【質問】事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9284）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで）

エ 質問への回答は令和5年6月5日（月）までに府民文化部人権局ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenযোগ/keiyakuzyouhou/r5puropo.html>）に掲示し、個別には回答しません。

11 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。（令和5年6月下旬予定の選定委員会で実施）プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的を理解し、実施にあたっての基本的な考え方を明らかにしたうえで、効果的かつ具体的な取組みが提案されているか。 受託者が複数の者からなる場合においては、役割や責任分担があ 	10点

	いまいなものとなっていないか。	
専門相談窓口の開設	<p>ア 相談の受理（10点）</p> <p>a 専門相談窓口の名称 安心感とともにより多くの府民に窓口の存在が印象づけられるような名称となっているか。</p> <p>b 相談手法 相談者の利便性を考慮した手法（電話、SNS（LINE等）、電子メール、面接は必須）による相談が提案されているか。</p> <p>c 開設日及び受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談及び SNS 相談について、相談者のニーズに応じた開設日（少なくとも週6日。祝日・年末年始休みも可）及び受付時間（少なくとも 18:00～22:00 を含む6時間）が設定されているか。 ・ 面接相談の実施方法（事前予約制等）が提案されているか。 <p>イ 関係機関との連携・協力体制の構築（10点） 幅広い相談内容に対応するための関係機関が提案されているか。</p> <p>ウ 実施体制（10点）</p> <p>a 窓口設置場所 少なくとも大阪市内で1カ所、相談者の利便性を考慮した場所が提案されているか。</p> <p>b 相談業務従事者の配置 想定される年間相談受付件数（延べ約2,250件）を踏まえ、窓口開設時間中の人員配置が提案されているか（少なくとも常時4名以上。うち少なくとも1名はスーパーバイザー） スーパーバイザーはマネジメント能力を有し、かつ相談対応業務に2年以上従事した経験がある者。（インターネット上のトラブルに関する業務に従事した経験を有していることが望ましい。）</p> <p>c 使用資機材等 本業務の円滑かつ確実な遂行に必要な使用資機材等が用意されているか（パソコンは少なくとも4台。固定電話機は少なくとも4台（うち1台は発注者との連絡調整及び面接相談利用者の緊急連絡用））。</p> <p>d SNS 相談のアカウント等 相談者のニーズに応じたアプリケーションの使用が提案されているか。</p> <p>e 相談業務従事者への研修 安心して相談できる窓口となるような研修計画（項目、形式、頻度等）が提案されているか。</p> <p>f セキュリティの確保 相談者の個人情報を扱う観点から、プライバシーマーク制度の認定又は「ISO27001」、「JISQ27001」の認証の有無等セキュリティの確保について提案されているか。</p> <p>エ 相談の対応手順（オペレーション）（10点） 相談者に安心感を与え、丁寧に、最後まで対応できる手順が提案されているか。</p>	40点
専門家への相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ より高度な法的助言や心のケアを必要とする相談者のため、適切な専門家への相談体制が提案されているか。 	20点
情報のデータベース化と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ データベースの構築や分析、報告業務が適切に実施されることが示されているか。 	5点

広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の周知方法は、ターゲットごとに適した広告媒体等が提案されているか。 ・ ポータルサイトに掲載する内容について、府民にわかりやすいものとするため必要な項目及び構成のイメージが提案されているか。 	10点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の計算式により得点を算出し、評価する（小数点以下切り捨て） 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 	10点
府施策との整合	<ul style="list-style-type: none"> a 就職困難者の雇用・就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各就労支援センター（地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレス自立支援センター、地域若者サポートステーション、生活困窮者自立支援機関、大阪ホームレス就業支援センター）による就職困難者の雇用を行っているか。 b 障がい者の雇用に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年6月1日時点における障がい者の実雇用率 	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に書面にて通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府民文化部人権局ホームページ（URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/keiyakuzyouhou/r5puropo.html>）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ・ 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - * 品質点・価格点・提案金額
- ・ 全提案事業者の名称 * 申込順
- ・ 全提案事業者の評価点 * 得点順 * 品質点・価格点・提案金額
- ・ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ・ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ・ その他
 - 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11 その1又は11その2）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出があったとき（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

13 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。